

魚津市公告第58号

犬の抑留について

狂犬病予防員から狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定による犬を抑留した旨の通知があったので、同条第8項の規定に基づき、公告します。

令和2年9月9日

魚津市長 村椿 晃

1 抑留した犬の種類等

種類	性別	年齢	毛色	名号	体格	摘要
秋田犬	雌	不明	黒白	不明	大	2頭一緒に保護
秋田犬	雌	不明	灰色	不明	大	2頭一緒に保護

2 抑留した日時 令和2年9月7日午後4時30分

3 抑留した場所 平沢

4 経緯 新川厚生センター魚津支所にて保護中

5 連絡先

魚津市民生部環境安全課（電話番号 0765-23-1004）

富山県新川厚生センター魚津支所（電話番号 0765-24-0359）